

改 正 案	現 行
<p><del>建築基準法施行令第百十五條第一項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の構造を定める件</del></p> <p style="text-align: right;">昭和五十六年六月一日 建設省告示第千九十八号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百十五條第二項の規定に基づき、<u>同条第一項第一号から第三号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない基準を次のように定める。</u></p> <p>第一 <u>建築基準法施行令(以下「令」といふ。)第百十五條第一項第一号又は第二号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一 煙突(ボイラーに設ける煙突を除く。以下同じ。)が、次のイからハまでの一に該当するものであること。</p> <p>イ 換気上有効な換気扇その他これに類するもの(以下「換気扇等」といふ。)を有する火を使用する設備又は器具に設けるものであること。</p> <p>ロ 換気扇等を有するものであること。</p> <p>ハ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、塵芥スその他の生成物(以下「塵芥ス等」といふ。)を直接屋外に排出することができる火を使用する設備又は器具に設けるものであること。</p> <p>一 塵芥ス等が、火粉を含まず、かつ、塵芥ス等の温度(煙道接続口(火を使用する設備又は器具がハツラーを有する場合においては、その直上部)における</p>	<p><del>建築基準法施行令第百十五條第一項第一号、第二号及び第四号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定する件</del></p> <p style="text-align: right;">昭和五十六年六月一日 建設省告示第千九十八号</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百十五條第二項の規定に基づき、<u>同条第一項第一号、第二号及び第四号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないと認める場合を次のように指定する。</u></p> <p>第一 <u>建築基準法施行令(以下「令」といふ。)第百十五條第一項第一号又は第一号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないと認める場合は、次の各号に適合する場合とする。</u></p> <p>一 煙突(ボイラーに設ける煙突を除く。以下同じ。)が、次のイからハまでの一に該当するものであること。</p> <p>イ 換気上有効な換気扇その他これに類するもの(以下「換気扇等」といふ。)を有する火を使用する設備又は器具に設けるものであること。</p> <p>ロ 換気扇等を有するものであること。</p> <p>ハ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、塵芥スその他の生成物(以下「塵芥ス等」といふ。)を直接屋外に排出することができる火を使用する設備又は器具に設けるものであること。</p> <p>一 塵芥ス等が、火粉を含まず、かつ、塵芥ス等の温度(煙道接続口(火を使用する設備又は器具がハツラーを有する場合においては、その直上部)における</p>

温度をいつ。以下同じ。)が、二百六十度以下であること。

三 木材その他の可燃材料(以下「木材等」という。)が、次に掲げる位置にな  
いこと。

イ 先端を下向きにした煙突にあつては、その排気のための開口部の各点から  
の水平距離が十五センチメートル以内で、かつ、垂直距離が上方三十センチ  
メートル、下方六十センチメートル以内の位置

ロ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたつて吹き出すものとした構  
造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が水平平面内にある煙突にあつては、  
その排気のための開口部の各点からの水平距離が三十センチメートル以内で  
、かつ、垂直距離が上方三十センチメートル、下方十五センチメートル以内  
の位置

ハ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたつて吹き出すものとした構  
造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が鉛直平面内にある煙突にあつては、  
その排気のための開口部の各点からの水平距離が十五センチメートル以内で  
、かつ、垂直距離が上方六十センチメートル、下方十五センチメートル以内  
の位置

第二 令第一百五條第一項第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がない  
ものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 廃ガス等の温度が、二百六十度以下であること。

二 次のイからニまでの一に該当すること。

イ 煙突が、木材等から当該煙突の半径以上離して設けられること。

ロ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空  
気が有効に取り入れられるものとした構造の煙突で防火上支障がないもので  
あること。

ハ 厚さが二センチメートル以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱された煙

温度をいつ。以下同じ。)が、二百六十度以下であること。

三 木材その他の可燃材料(以下「木材等」という。)が、次に掲げる位置にな  
いこと。

イ 先端を下向きにした煙突にあつては、その排気のための開口部の各点から  
の水平距離が十五センチメートル以内で、かつ、垂直距離が上方三十センチ  
メートル、下方六十センチメートル以内の位置

ロ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたつて吹き出すものとした構  
造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が水平平面内にある煙突にあつては、  
その排気のための開口部の各点からの水平距離が三十センチメートル以内で  
、かつ、垂直距離が上方三十センチメートル、下方十五センチメートル以内  
の位置

ハ 防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたつて吹き出すものとした構  
造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が鉛直平面内にある煙突にあつては、  
その排気のための開口部の各点からの水平距離が十五センチメートル以内で  
、かつ、垂直距離が上方六十センチメートル、下方十五センチメートル以内  
の位置

第二 令第一百五條第一項第四号の規定を適用しないことにつき防火上支障がない  
と認める場合は、次の各号に適合する場合とする。

一 廃ガス等の温度が、二百六十度以下であること。

二 次のイからニまでの一に該当すること。

イ 煙突が、木材等から当該煙突の半径以上離して設けられること。

ロ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空  
気が有効に取り入れられるものとした構造の煙突で防火上支障がないもので  
あること。

ハ 厚さが二センチメートル以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱された煙

突の部分であること。

二 煙突の外壁等の貫通部で不燃材料で造られためがね石等を防火上支障がないように設けた部分であること。

三 小屋裏、天井裏、床裏等にある煙突の部分は、金属以外の不燃材料で覆つこと。

第三 令第百十五條第一項第一号から第三号の規定を適用しないことにつき防火上支障がないものとして定める基準は、次に掲げるものとする。

一 第一第一号に適合するものであること。

二 摩力ス等が、火粉を含まず、かつ、摩力ス等の温度が、百度以下であること。

三 煙突が延焼のおそれのある外壁を貫通する場合にあつては、煙突は不燃材料で造ること。ただし、外壁の開口面積が百平方センチメートル以内で、かつ、外壁の開口部に鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆いを設ける場合又は地面からの高さが一メートル以下の開口部に縦目二〇センチメートル以下の金網を設ける場合にあつては、この限りでない。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

突の部分であること。

二 煙突の外壁等の貫通部で不燃材料で造られためがね石等を防火上支障がないように設けた部分であること。